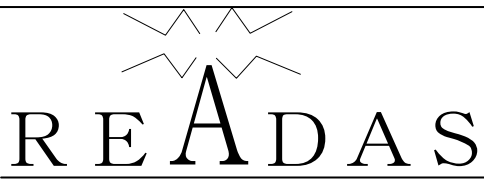


第 4734 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 5月23日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

消費税の引上げに伴う措置

Q：消費税の引き上げに伴って早急に講ずべき措置に関する法律案が出されたそうですが、どのようなものなのですか？

A：次のような内容になっています。

【解説】

さきごろ、「消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ早急に講ずべき措置に関する法律案」が国会に提出されました。主な内容には、次のようなものがあります。

① 逆進性対策に係る措置

- ・ 総合合算制度、給付付き税額控除、複数税率等の施策の導入について、平成27年3月31日までに検討を加え、その結果に基づき、速やかに必要な措置を講ずること。
- ・ 簡素な給付措置を実施するため、平成25年12月31日までに、必要な法制上の措置を講ずること。

② 住宅の取得に係る給付措置等

低所得者及び中堅所得者の住宅の取得に係る消費税の負担を緩和するための給付措置等について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずる。

③ 自動車取得税及び自動車重量税に係る措置

自動車は、取引価額が高額で消費税率の引上げに伴う税負担が重いことから、自動車取得税及び自動車重量税率の特例を平成26年3月31日に廃止する。

④ 医療機関等における高額の投資に係る措置

平成25年12月31日までに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

